

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木七丁目3番7号

### 2. 指名停止措置期間

令和元年7月4日から令和元年8月3日まで（1カ月間）

### 3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

### 4. 事実概要

東亜道路工業株式会社は、舗装用改質アスファルトの販売をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた。

### 5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第4号に該当する。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内